

一般社団法人 大阪府山岳連盟 定款

第1章 総 則

【名 称】

第1条 当法人は、一般社団法人 大阪府山岳連盟という。

2. 英語名は **Osaka Mountaineering Federation** と表記し、**OMF** と略称する。

【事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

【目 的】

第3条 当法人は、健全な登山の普及と発展に努め、登山を通じてスポーツの振興を図り、もって心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

【事 業】

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 登山及び山岳スポーツに関する大会及び講習会等の開催
- (2) 登山及び山岳スポーツに関する指導者の育成及び資格認定
- (3) 安全な登山の普及活動
- (4) 山の自然環境との共生に関する調査、研究
- (5) 刊行物等の発行及び情報の提供
- (6) 海外登山の調査研究及び国際交流
- (7) 物品等の販売事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

【法人の構成員】

第5条 当法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員：大阪府内に事務所又は活動の本拠を置き、当法人の活動目的に賛同して入会した登山及び山岳スポーツ団体（以下「登山団体」という。）を代表する者又は学識経験者。
- (2) 賛助会員：当法人の活動目的やその事業に賛同して入会し、当法人の事業を援助する者。

2. 前項の会員のうち、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）」上の社員（以下「社員」という。）とする。

【会員等の資格の取得】

第6条 当法人の会員となることを希望するものは、理事会において別に定める方法により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

【会費等の負担】

第7条 会員は当法人の経費に充てるため、別に定められた年会費を支払わなければならない。

2. 正会員は入会時には別に定められた入会金を支払わなければならない。
3. 入会金及び年会費の詳細については、総会の決議を経て別に定める。
4. 既払いの入会金及び年会費はこれを返還しない。

【任意退会】

第8条 会員は、理事会において別に定められた退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。

【除名】

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の特別決議により除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は 目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

【会員資格の喪失】

第10条 前二条の他、会員は次の各号の一つに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき
 - (2) 所属する登山団体の代表者でなくなったとき
 - (3) 所属する登山団体が解散したとき
 - (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
2. 会員が前二条及び本条第1項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。
 3. 正会員がその会員資格を喪失した場合は、一般法人法に規定されている社員としての地位を失う。

第4章 総 会

【種 類】

第11条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

【構 成】

第12条 総会はすべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

【権 限】

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の入退会の手続きに関する事項、入会金及び会費等に関する事項
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 理事及び監事の報酬等の基準
- (6) 事業報告
- (7) 収支決算の承認
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるものの他、法令又はこの定款で定められた事項

【開 催】

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が開催決議をしたとき
 - (2) 5分の1以上の社員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき
3. 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が理事会の決議に基づき、書面により少なくとも2週間前までに通知する。
4. 会長は第2項第2号の規定による請求がなされたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
5. 総会の議長は、会長がこれに当たる。

【決 議】

第15条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2. 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
3. 第2項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う（以下、「特別決議」という。）。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
4. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者毎に第2項の決議を行わなければならない。
5. 理事又は監事の候補者の合計数が第18条第1項に定める定数を上回る場合は、過

半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

6. 理事会において、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めることが決議された場合、総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によりその議決権を行使することができる。
7. 社員本人が総会に出席できない場合は、他の社員を代理人として議決権の行使を行うことができる。この場合、委任を受けた社員は、総会に於ける議決権の行使につき委任を受けていることを証する委任状を提示して、総会の開催に先立って議長に届け出なければならない。
8. 第6項、第7項に掲げる議決権を行使した社員は、当該総会に出席したものとみなす。

【議事録】

第16条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び当該総会において予め選任された議事録署名人2名が記名押印する。

【総会規則】

第17条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会にて決議した総会規則に定める。

第5章 役員

【役員】

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事：15名以上25名以内
- (2) 監事：1名以上3名以内
2. 理事の内1名を一般法人法上の代表理事とし、代表理事をもって会長とする。又、理事の内代表理事を除く3名以内を副会長とする。
3. 代表理事を除き、理事の内8名以内を業務執行理事とし、その内1名を専務理事、7名以内を常務理事とする。
4. 副会長が業務執行理事を兼務することを妨げない。

【役員を選任】

第19条 理事及び監事は、社員の内から総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事の内、理事の何れかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
4. 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である

者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

【役員職務及び権限】

第20条 理事は理事会を構成する他、法令及びこの定款に定める業務を執行する。

2. 会長は、この法人を代表してその業務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐する。
4. 専務理事は会長、副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
5. 常務理事はこの法人の業務を分担執行する。
6. 会長、副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところによって監査報告書を作成する。
8. 監事は理事及び使用人に対していつでも事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員任期】

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終の定時総会終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終の定時総会終了のときまでとし、再任を妨げない。
3. 理事又は監事は、第18条第1項に定めた役員の定数に満たなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで引き続き理事又は監事としての権利義務を持つものとする。

【役員解任】

第22条 理事及び監事は、総会の決議によりいつでも解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総会の特別決議によって行われなければならない。

【役員報酬等】

第23条 理事及び監事は原則として無報酬とする。

2. 但し、常勤の理事及び監事には、総会において理事、監事それぞれに定めた総額の範囲内で、理事会において定めた「報酬等の支給基準」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【名誉会長及び顧問】

第24条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2. 前項の役職者は理事会の推挙により会長が委嘱するが、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 名誉会長及び顧問は会長の諮問に応じ、必要な場合は会長に助言する。又、その任期は選任後2年目の事業年度の最終の定時総会終了のときまでとするが、再任を妨げない。

第6章 理事会

【構成】

第25条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事で構成する。

【権限】

第26条 理事会はこの定款に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解任
- (4) 規程・規則の制定、変更及び廃止
- (5) 総会開催の日時、場所及び総会の目的である事項の決定
- (6) 名誉会長、顧問の推挙
- (7) 重要な事業その他契約の締結、解除及び変更
- (8) その他理事会が必要と認める事項

【決議】

第27条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

【議事録】

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

【理事会運営規則】

第29条 理事会の運営に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 会計

【事業年度】

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第31条 当法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が以下に掲げる書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2. 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

【事業報告及び収支決算】

第32条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出又は提供しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書及び付属明細書
 - (2) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び付属明細書
 - (3) 監査報告書
2. 事業報告書については、会長がその内容を定時総会に報告しなければならない。
 3. 第1項の書類の内、貸借対照表、損益計算書及びこれらの付属明細書については作成したときから10年間保存しなければならない。又、貸借対照表は定時総会終了後、遅滞なくその要旨を公告するものとする。
 4. 第1項の書類は、定時総会の開催の日の2週間前よりその主たる事務所に5年間備え置きし、会員及び債権者の閲覧に供しなければならない。又、閲覧の手続きについては法令の定めによる他、理事会の決議により別に定める。

【剰余金】

第33条 当法人は剰余金の分配はこれを行わない。

第8章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第34条 この定款の変更は、総会の特別決議をもって行うことができる。

【解 散】

第35条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由による他、総会においてその特別決議により解散することができる。

【残余財産の帰属等】

第36条 当法人が清算する場合にその保有する残余財産は、総会の決議を経て当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人、若しくは公益財団法人、又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与するものとする。

第9章 委員会

【委員会】

第37条 当法人は、その事業推進のため必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置す

ることができる。

2. 委員会の委員長は、理事会の承認を得て理事の中から会長が委嘱する。
3. 委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
4. 委員長は委員会を組織し、委員会に必要な職務を行う。
5. 委員会の名称、業務の内容その他運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

【事務局】

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2. 事務局には事務局長及び所定の職員を置く。
3. 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 前項以外の職員は、事務局長の推薦を経て会長が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

【情報公開】

第39条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

【個人情報の保護】

第40条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

【公告の方法】

第41条 当法人の公告の方法は官報に掲載することによる。

第13章 補 則

【内規の制定】

第42条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

【法令の準拠】

第43条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法、その他の法令に従う。